

## 兵庫医科大学同窓会緑樹会「教育研究棟入構許可証」管理規程

(目的)

### 第1条

兵庫医科大学教育研究棟入構において使用する、入構許可証(以下「IC名札」という)については本規定に則って取り扱うものとし、IC名札の所持者(以下「利用者」という)は本規定に従ってIC名札を利用するものとする。

なお利用者は、緑樹会正会員に限る。

### 第2条

IC名札を適正に運用し、管理するため、IC名札管理者(以下「管理者」という)を置く。

2. 管理者は、緑樹会会長とする。

3. 管理者は、IC名札の適正な運用及び管理のため、IC名札の発行台帳を備え、発行及び返却の状況を把握するものとする。

(登録・発行)

### 第3条

IC名札の利用にあたっては、利用者本人が所定の申込み用紙に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。

2. 発行に係る費用は無料とする

### 第4条

IC名札は申込者1名につき1枚を発行するものとする。

2. IC名札は申込みの際に届け出た自宅住所に郵送するものとする。

(禁止事項)

### 第5条

IC名札は利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することを禁止する。

2. 前項に違反してIC名札が不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとする。

(IC 名札の紛失・盗難等)

#### 第 6 条

利用者は IC 名札を紛失・盗難等により、その占有を失った場合は、速やかに管理者に届出の上、所定の手続きを行うものとする。

2. 管理者は利用者からの前項の届出により、当該名札の使用停止措置を行うものとする。ただし、措置完了前における第三者の使用等により利用者が受けた不利益又損害等について、一切の責任を負わないものとする。

(IC 名札の再発行)

#### 第 7 条

IC 名札の紛失や盗難又は破損その他やむを得ない事由により、事前登録がされている利用者から再発行の申し出があった場合は、前条各項の規定に基づき本人確認手続きの上、再発行料 5 千円を申し受けることにより再発行するものとする。

(IC 名札の有効期限)

#### 第 8 条

IC 名札の有効期限は、IC 名札に記載される発行日より 5 年とし、有効期限を迎えるまでに、管理者から更新または返却の確認を行うものとする。

2. 返却を希望するものは速やかに管理者へ郵送または持参をもって返却するものとする。

3. 更新を希望するものは、所定の手続きにより引き続き 5 年間 IC 名札を所有することができるものとする。

(登録事項の変更)

#### 第 9 条

利用者は住所、氏名、電話番号、メールアドレス等登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに管理者へ連絡するものとする。

(附則)

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。